

議員発案第2号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年6月19日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者	由利本荘市議会議員	高 橋 信 雄
賛成者	同 上	三 浦 晃
	同 上	大 友 孝 徳
	同 上	佐々木 隆 一
	同 上	佐 藤 正 人
	同 上	栗 野 希 穂

提案理由

委員会の傍聴における委員長の権限を明確化するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を削り、同条第1項中「秩序を保持するため」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

第19条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。